

はじめに



地方分権改革は、明治維新と戦後改革に次ぐ大改革といわれ、平成12年の地方分権一括法の施行から急速に制度改革が進められています。

これまで国に集められていた権限を地方に分権するという地方分権改革のめざす社会はどのような姿でしょうか。それは自分たちの地域や暮らしをつくるために、地域のことは自ら決定し、責任も自ら持つ社会であると考えます。

大口町はこれまで、地方分権型の地域社会をつくるために、多くの住民とまちの将来について話し合い、住民の参画と参加によるまちづくりを進めてまいりました。そして、住民の手による様々な地域活動やNPO団体の活動など多彩で多様な活動が活発に行われ始めています。

このような時代を背景にして、第6次総合計画は、地方分権型社会の中でまちづくりを行うときの基本的な考え方と方針を示した羅針盤としての役割を持つ計画です。行政はもとより、住民活動のあらゆる機会の見る・考える・判断するときの拠り所になるものです。

そしてまちの自然・歴史・文化を大切にしながら、住民が元気に活躍する地域として発展していきたいと願うものです。

平成18年3月

大口町長 酒井 鎧

CONTENTS

序章	持続可能な分権型社会を目指した 新たなまちづくりの幕開け	1
	1 「平成の大合併」と大口町	3
	2 「持続可能な分権型社会」の基本的な姿	5
第1章	計画の概要	7
	1 計画策定の趣旨	9
	2 計画のねらいと特徴	9
	3 計画の期間	12
	4 計画の要件(将来人口)	13
第2章	まちの将来像と基本理念	19
	1 まちの将来像	21
	2 まちづくりの基本理念	22
	3 新たなまちづくりの尺度と暮らしのスケッチ	24
第3章	まちの構造と土地利用の方針	41
第4章	将来像を実現するための改革方針	47
	1 意識・組織・財政改革の基本方針	49
	2 改革の実現に向けて	54
第5章	基本政策	57
	1 新しい時代を担う次世代を育む	60
	2 未来へ引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する	62
	3 健康で安心な暮らしと災害や犯罪などに強い社会を創造する	65
	4 人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する	68
資料編	71
用語説明	87